

議案目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 74 号	平成26年度盛岡市一般会計補正予算（第3号）	1
議案第 75 号	平成26年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）	7
議案第 76 号	平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）	10
議案第 77 号	盛岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	13
議案第 78 号	盛岡市災害被害森林復旧事業分担金条例について	14
議案第 79 号	盛岡市空き家等の適正管理に関する条例について	16
議案第 80 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	19
議案第 81 号	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する 条例について	21
議案第 82 号	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例につい て	24
議案第 83 号	盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例について	35
議案第 84 号	盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める 条例について	53
議案第 85 号	盛岡市子どものための教育・保育給付の対象とする保護者の労働の時間数 の基準を定める条例について	72
議案第 86 号	盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例につい て	73
議案第 87 号	盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する 条例について	79
議案第 88 号	盛岡市アイスリンク条例について	80
議案第 89 号	盛岡市・盛岡地区衛生処理組合し尿処理場使用料の徴収に係る事務の委託 に関する規約を廃止する規約について	86
議案第 90 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について	87
議案第 91 号	盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（建築主体）工事に係る請負契約の締結 について	89
議案第 92 号	盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（電気設備）工事に係る請負契約の締結 について	90
議案第 93 号	市道の路線の認定及び変更について	91
議案第 94 号	平成25年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について	93

議案第 95 号	盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	別紙
議案第 96 号	盛岡市教育委員会の委員の任命について	別紙
議案第 97 号	盛岡市公平委員会の委員の選任について	別紙
議案第 98 号	盛岡市東中野財産区管理委員の選任について	別紙
議案第 99 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	別紙
認定第 1 号	平成25年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について	94
認定第 2 号	平成25年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について	95
認定第 3 号	平成25年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について	96
認定第 4 号	平成25年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算について	97
認定第 5 号	平成25年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について	98
認定第 6 号	平成25年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について	99
認定第 7 号	平成25年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について	100
認定第 8 号	平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について	101
認定第 9 号	平成25年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について	102
認定第 10 号	平成25年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について	103
認定第 11 号	平成25年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算について	104
認定第 12 号	平成25年度盛岡市水道事業会計決算について	105
認定第 13 号	平成25年度盛岡市下水道事業会計決算について	106
認定第 14 号	平成25年度盛岡市病院事業会計決算について	107

議案第 74 号

平成26年度盛岡市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度盛岡市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 990,536千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 108,264,418千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 分担金及び負担金		1,471,879	△16,592	1,455,287
	1 負担金	1,471,879	△18,000	1,453,879
	2 分担金	0	1,408	1,408
15 国庫支出金		18,601,143	△14,353	18,586,790
	2 国庫補助金	4,496,927	△23,776	4,473,151
	3 委託金	75,588	9,423	85,011
16 県支出金		5,923,580	99,437	6,023,017
	2 県補助金	2,658,633	99,404	2,758,037
	3 委託金	507,627	33	507,660
17 財産収入		425,505	24,915	450,420
	2 財産売払収入	278,256	24,915	303,171
20 繰越金		1	1,056,177	1,056,178
	1 繰越金	1	1,056,177	1,056,178
21 諸収入		1,399,605	35,852	1,435,457
	4 受託事業収入	4,964	5,600	10,564
	5 雑入	878,068	30,252	908,320
22 市債		12,656,000	△194,900	12,461,100
	1 市債	12,656,000	△194,900	12,461,100
歳 入 合 計		107,273,882	990,536	108,264,418

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		11,444,424	768,482	12,212,906
	1 総務管理費	9,641,245	733,202	10,374,447
	2 徴稅費	1,121,440	35,280	1,156,720
3 民生費		40,482,578	95,726	40,578,304
	1 社会福祉費	16,208,343	11,982	16,220,325
	2 児童福祉費	15,515,473	83,744	15,599,217
4 衛生費		7,852,004	95,547	7,947,551
	3 保健所費	2,651,033	95,547	2,746,580
6 農林費		2,189,898	90,595	2,280,493
	1 農業費	1,832,871	39,227	1,872,098
	2 林業費	357,027	51,368	408,395
7 商工費		1,225,912	2,773	1,228,685
	1 商工費	1,225,912	2,773	1,228,685
8 土木費		16,474,381	△70,323	16,404,058
	2 道路橋りょう費	4,536,238	△140,635	4,395,603
	3 河川費	589,110	△24,544	564,566
	4 都市計画費	9,717,816	77,910	9,795,726
	5 住宅費	1,416,916	16,946	1,433,862
9 消防費		3,601,659	42	3,601,701

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
	1 消防費	3,601,659	42	3,601,701
10 教育費		9,290,664	5,183	9,295,847
	6 社会教育費	1,867,467	5,183	1,872,650
11 災害復旧費		20,418	2,511	22,929
	2 農林業施設災害復旧費	0	2,511	2,511
歳 出 合 計		107,273,882	990,536	108,264,418

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
環境林整備事業（被害森林整備）に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	155,980

第3表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前	補正後			
林道整備事業債	12,200	13,500	借入先 財務省、銀行 及びその他 借入方法 証券借入又 は証券発行 借入時期 平成26年度 ただし、財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他 借入先の融資条件 による。 ただし、財政又 は借入先の都合並 びに金融の状態に より繰り上げ償還 し、又は償還年限 を短縮し若しくは 低利に借換えする ことができる。
鉢屋町歴史的建造物等 活用事業債	3,700	4,200			
地方道路等整備事業債	2,370,200	2,363,000			
道路整備事業債	378,000	283,000			
都市再生整備 計画事業債	127,300	78,800			
河川整備事業債	212,800	207,800			
公園整備事業債	385,900	344,900			
計	12,656,000	12,461,100			

議案第 75 号

平成26年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）

平成26年度盛岡市の母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,728千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入
歳出それぞれ 71,965千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額
は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 繰越金		1	1,728	1,729
	1 繰越金	1	1,728	1,729
歳 入	合 計	70,237	1,728	71,965

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 母子寡婦福祉資金貸付費		70,237	1,728	71,965
	1 貸付費	58,606	1,728	60,334
歳 出 合 計		70,237	1,728	71,965

議案第 76 号

平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）

平成26年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 266,352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,088,105千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 国庫支出金		7,034,059	3,700	7,037,759
	2 国庫補助金	2,270,277	3,700	2,273,977
10 繰越金		2	262,652	262,654
	1 繰越金	2	262,652	262,654
歳 入 合 計		27,821,753	266,352	28,088,105

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総務費		413,473	3,700	417,173
	1 総務管理費	229,706	3,700	233,406
3 後期高齢者支援金		3,469,021	1,305	3,470,326
	1 後期高齢者支援金	3,469,021	1,305	3,470,326
4 前期高齢者納付金		2,531	198	2,729
	1 前期高齢者納付金	2,531	198	2,729
9 基金積立金		1	36,231	36,232
	1 基金積立金	1	36,231	36,232
10 諸支出金		27,791	224,918	252,709
	1 債還金及び還付加算金	27,791	224,918	252,709
歳 出 合 計		27,821,753	266,352	28,088,105

議案第 77 号

盛岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

盛岡市子ども・子育て会議条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

盛岡市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」の次に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条」を加える。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る調査審議を盛岡市子ども・子育て会議に行わせようとするものである。

議案第 78 号

盛岡市災害被害森林復旧事業分担金条例について

盛岡市災害被害森林復旧事業分担金条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市災害被害森林復旧事業分担金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が実施する災害被害森林復旧事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「森林」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。

2 この条例において「災害被害森林復旧事業」とは、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた森林（国、県又は市が管理する森林を除く。）を復旧することを目的とする事業をいう。

(対象森林及び受益者の決定等)

第3条 市長は、災害被害森林復旧事業を実施するときは、規則で定めるところにより、当該災害被害森林復旧事業の対象とする森林（以下「対象森林」という。）及び当該災害被害森林復旧事業の実施により利益を受ける者（以下「受益者」という。）を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに同項の受益者に対し、その旨及び同項の対象森林を通知しなければならない。

(分担金の徴収)

第4条 分担金は、前条第1項の規定により決定された受益者から徴収する。

(分担金の額)

第5条 分担金の総額は、当該年度において、災害被害森林復旧事業に要する費用の額から当該費用に対して国及び県が補助する額並びに当該費用のうち市が負担する額を控除した額とする。

2 災害被害森林復旧事業に係る受益者が2以上の場合におけるそれぞれの受益者の分担金の額は、前項の分担金の総額の範囲内で対象森林の地積等に応じた額を基準として市長が定める。

3 市長は、前2項の規定により受益者の分担金の額を決定したときは、当該受益者に分担金の額を通知しなければならない。

(分担金の徴収方法)

第6条 分担金は、納入通知書により一括して徴収する。ただし、市長は、特別の理由により分担

金の納付が困難であると認めたときは、分割して徴収することができる。

2 分担金の納期は、市長が定める。

(分担金の減免等)

第7条 市長は、特別の理由により分担金の納付が困難であると認めたときは、分担金を軽減し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(受益者の変更)

第8条 市長は、受益者の変更があったと認めたときは、第3条第1項の規定による決定を変更することができる。この場合において、市長は、当該変更した事項を新たな受益者に通知しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市が実施する災害被害森林復旧事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第 79 号

盛岡市空き家等の適正管理に関する条例について

盛岡市空き家等の適正管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し、所有者等の義務を明らかにするとともに、適正な管理が行われていない空き家等に対する措置について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市の区域内にある建築物その他の工作物又は土地であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 特定空き家等 適正な管理が行われていない空き家等で、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。
- (3) 所有者等 空き家等の所有者又は管理について権原を有する者をいう。

(所有者等の義務)

第3条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空き家等を適正に管理しなければならない。

(立入調査等)

第4条 市長は、特定空き家等に該当するおそれのあるものに関する情報の提供を受けたとき又は特定空き家等に該当するおそれのあるものを発見したときは、当該空き家等の状態、当該空き家等の所有者等の所在その他必要な事項について調査するものとする。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に空き家等に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。
- 3 市長は、前項の規定により当該職員を空き家等に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空き家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対して通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定に基づき立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定に基づく立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第5条 市長は、前条第1項及び第2項に規定する調査の結果、当該空き家等が特定空き家等に該当すると認めたときは、所有者等に対し、必要な措置について助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第6条 市長は、前条の規定に基づく助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお、当該特定空き家等の管理が適正に行われていないと認めたときは、所有者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第7条 市長は、所有者等が正当な理由なく前条の規定に基づく勧告に従わない場合において、特に必要があると認めたときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定に基づき措置を命じた場合においては、その旨について、標識を当該特定空き家等に設置するとともに、告示しなければならない。

3 第1項の規定に基づき措置を命ぜられた所有者等は、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定に基づき必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき所有者等を確知することができないとき（過失がなくて第5条の規定に基づく助言若しくは指導又は前条の規定に基づく勧告が行われるべき所有者等を確知することができないため、第1項の規定に基づく命令をすることができないときを含む。）は、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ告示しなければならない。

(代執行)

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく命令を受けた所有者等が当該命令に従わないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該所有者等のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

(応急措置)

第9条 市長は、特定空き家等の倒壊等による人の生命、身体又は財産に対する著しい危険が現に切迫していると認められるときは、当該危険を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該特定空き家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

(市の講ずる施策)

第10条 市は、空き家等の適正な管理を実現するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

空き家等の適正な管理に関し、所有者等の義務を明らかにするとともに、適正な管理が行われていない空き家等に対する措置について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現を図ろうとするものである。

議案第 80 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例

盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第5条に規定する理由に係る者、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭坑離職者又は市長が定める要件を備えている高齢者、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。）若しくは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者若しくは同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、」を「次の各号に掲げる者で」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第5条に規定する理由に係る者
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のない者で20歳未満の者を扶養しているもの
- (3) 引揚者
- (4) 炭坑離職者
- (5) 市長が定める要件を備えている高齢者、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。）又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者若しくは同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者
- (6) 次に掲げる地域に平成23年3月11において居住していた者
 - ア 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による指示により設定された避難指示区域であって、平成26年4月1日以後に当該避難指示区域の設定を解除された地域
 - イ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示により設定された緊急時避難準備区域であって、平成23年9月30日に当該緊急時避難準備区域の設定を解除された地域
 - ウ 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

提案理由

配偶者がない者で20歳未満の者を扶養しているもの及び避難指示区域であつて平成26年4月1日以後に当該避難指示区域の設定を解除された地域等に平成23年3月11において居住していた者について、市営住宅への優先入居の取扱いをしようとするものである。

議案第 81 号

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第39条」に、「第41条」を「第40条」に改める。

第1条及び第2条から第4条までの規定（見出しを含む。）中「最低基準」を「設備運営基準」に改める。

第15条第3項中「第24条第1項本文」を「第24条第1項」に、「を解除」を「の提供若しくは同条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、」に改める。

第16条中「児童福祉施設」の次に「（保育所を除く。）」を加え、「ついて規程を設けなければ」を「関する規程を定めておかなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、3歳未満の幼児及び3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他施設の運営に関する重要事項

第32条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第33条第1号中「に満たない」を「未満の」に改め、同条第7号イの表中

「建築基準法施行令

第 123条第 2 項に規定する屋外に設ける避難階段」を

- 1 建築基準法施行令第 123条第
(建築物の 1 階から保育室等が
て、屋内と階段室とがバルコニ
る窓若しくは排煙設備(同条第
定めた構造方法を用いるものそ
認められるものに限る。)を有
項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に
又は同項に規定する特別避難階
- 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規
- 3 建築基準法施行令第 123条第

1 項に規定する屋内に設ける避難階段
設けられている階までの部分におい
一又は外気に向かって開くことができ
3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が
の他有効に排煙を行うことができると
する付室を通じて連絡され、かつ、同
規定する構造を満たすものに限る。)
段
定する耐火構造の屋外傾斜路
2 項に規定する屋外に設ける避難階段

に改め、同号エ中「(次に掲げる要件のいずれかに該当

するものを除く。)」を削り、同号エに次のただし書を加える。

ただし、当該調理室が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合については、この限りで
ない。

第33条第 7 号エ(イ) 中「当該」を削る。

第35条第 2 項中「(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第 7 条第 1 項に規定
する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあっては、幼稚園
(学校教育法第 1 条の幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に 1 日に 4 時間程度利用する幼児(以下
「短時間利用児」という。)おおむね35人につき 1 人以上、1 日に 8 時間程度利用する幼児(以下
「長時間利用児」という。)おおむね20人につき 1 人以上)」及び「(認定保育所にあっては、短
時間利用児おおむね35人につき 1 人以上、長時間利用児おおむね30人につき 1 人以上)」を削る。

第37条中「厚生労働大臣が定める指針」を「保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第 141

号)」に改める。

第39条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第39条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に第三者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

第40条を削り、第5章中第41条を第40条とする。

附則第3項中「6人」を「4人」に改め、附則第4項から第6項までを削る。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第1条から第4条まで、第32条及び附則第3項の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の制定に伴い、認定こども園に係る規定を削るとともに、保育所の設備及び運営に関する基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 82 号

盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例について

盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(設備運営基準の目的)

第3条 設備運営基準は、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園児が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。

(設備運営基準の向上)

第4条 市長は、盛岡市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制)

第5条 3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢である園児で編制することを原則とする。

(職員の配置)

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

- (1) 4歳以上の園児 おおむね30人につき1人
- (2) 3歳以上4歳未満の園児 おおむね20人につき1人
- (3) 1歳以上3歳未満の園児 おおむね6人につき1人
- (4) 1歳未満の園児 おおむね3人につき1人

4 前項の園児の教育及び保育に直接従事する職員とは、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この項において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事するものをいう。

5 第3項の規定にかかわらず、4歳以上の園児及び3歳以上4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数がこれらの園児の学級数を下る場合は、当該学級数に相当する数を当該職員の数とする。

6 園長が専任でない場合は、第3項の規定にかかわらず、原則として同項の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に1人を加えるものとする。

7 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）第34条（後段を除く。第8条第3項において同じ。）の規定に基づき、調理業務の全部を第三者に委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

8 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員
（園舎及び園庭）

第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第33条第7号ア、イ及びカの要件を満た

すときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定に基づき園舎を3階建以上とする場合であって、第15条第1項において準用する同条例第33条第7号イからクまでの要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。

- 4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320平方メートル+ 100×(学級数-2) 平方メートル

(2) 3歳未満の園児数について、次条第6項の規定により算定した面積

- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1) 平方メートル
3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3) 平方メートル

イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに2歳以上3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第8条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室は遊戯室と、職員室は保健室と、それぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 3歳以上の園児に対する食事の提供について、第15条第1項において読み替えて準用する盛岡

市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第34条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、なお当該食事の提供を行うために必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- 4 幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事を提供する園児数が20人未満の場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
 - (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに2歳未満の園児数を乗じて得た面積
 - (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
 - (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備
 - (5) 図書室
 - (6) 会議室

(園具及び教具)

第9条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。
(教育及び保育を行う期間及び時間)

第10条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 每学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下らないこと。
 - (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
 - (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。
- 2 前項第3号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第11条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らして当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じて適切に提供し得る体制の下で行うとともに、地域の人才及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

- 2 子育て支援事業には、教育・保育相談事業（地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じて必要な情報の提供及び助言を行う事業であつて内閣府・文部科学省・厚生労働省令で定めるもののうち市長が定めるものをいう。次項において同じ。）が含まれていなければならない。
- 3 教育・保育相談事業は、原則として、幼保連携型認定こども園の全ての開園日において実施されなければならない。

(掲示)

第12条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第13条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第14条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)

第15条 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第4条第1項	設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第5条第1項	入所者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第5条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の
第5条第4項及び第8条第1項	法に定めるそれぞれの施設	幼保連携型認定子ども園
第10条の見出し及び第10条並びに第14条第2項及び第3項	入所者	園児
第10条	又は入所	又は入園
第11条	入所している児童	園児
	当該児童	当該園児
第12条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長（以下「園長」という。）
	入所している児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項	児童福祉法第47条第3項
	その児童等	園児

第14条第1項	入所者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第9条	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 第15条第2項において読み替えて準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第18条	入所者	園児
第19条第1項	援助	教育及び保育（3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所者	園児
第19条第2項	援助に関し	教育及び保育並びに子育ての支援について
第33条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第33条第7号ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第33条第7号イ	施設又は設備	設備
第33条第7号ウ	施設及び設備	設備
第33条第7号カ	乳幼児	園児
第34条	第14条第1項	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 第15条第1項において読み替えて準用する第14条第1項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第38条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、

設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「に他の社会福祉施設を併せて設置するとき」とあるのは「は、その運営上必要と認められる場合」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「必要に応じ、当該児童福祉施設を併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

- 施行日から起算して5年間は、第6条第3項から第6項までの規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第3条第1項の規定により一部改正法による改正後の法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員の配置については、なお従前の例によることができる。

- みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例）

- 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第6条第4項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができます。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

- 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）を設置している者が当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並

びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第7条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第33条第7号ア、イ及びカの要件を満たす	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
第7条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 <table border="1"><thead><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>2学級以下</td><td>330平方メートル +30×(学級数-1)平方メートル</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>400平方メートル +80×(学級数-3)平方メートル</td></tr></tbody></table> イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル +30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル +80×(学級数-3)平方メートル	(1) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 <table border="1"><thead><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>2学級以下</td><td>330平方メートル +30×(学級数-1)平方メートル</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>400平方メートル +80×(学級数-3)平方メートル</td></tr></tbody></table>	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル +30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル +80×(学級数-3)平方メートル
学級数	面積													
2学級以下	330平方メートル +30×(学級数-1)平方メートル													
3学級以上	400平方メートル +80×(学級数-3)平方メートル													
学級数	面積													
2学級以下	330平方メートル +30×(学級数-1)平方メートル													
3学級以上	400平方メートル +80×(学級数-3)平方メートル													
第8条第6項	次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに2歳未満の園児数を乗じて得た面積 (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに2歳以上の園児数を乗じて得た面積	乳児室又はほふく室の面積は、3.3平方メートルに2歳未満の園児数を乗じて得た面積以上とする。												

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第7条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例						
第7条第6項	(1) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>学級数</th><th>面積</th></tr> <tr> <td>1学級</td><td>180平方メートル</td></tr> <tr> <td>2学級以上</td><td>320平方メートル + 100 × (学級数 - 2) 平方メートル</td></tr> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級以上	320平方メートル + 100 × (学級数 - 2) 平方メートル	(1) 3歳以上の園児数について、次条第6項の規定により算定した面積
学級数	面積							
1学級	180平方メートル							
2学級以上	320平方メートル + 100 × (学級数 - 2) 平方メートル							
第7条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>学級数</th><th>面積</th></tr> <tr> <td>2学級以下</td><td>330平方メートル + 30 × (学級数 - 1) 平方メートル</td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td>400平方メートル + 80 × (学級数 - 3) 平方メートル</td></tr> </table> イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル + 30 × (学級数 - 1) 平方メートル	3学級以上	400平方メートル + 80 × (学級数 - 3) 平方メートル	(1) 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数	面積							
2学級以下	330平方メートル + 30 × (学級数 - 1) 平方メートル							
3学級以上	400平方メートル + 80 × (学級数 - 3) 平方メートル							

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第7条第7項第1号ア又はイに掲げる面積のうちいずれか大きい面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることが

できる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

議案第 83 号

盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例について

盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第22条）

第2章 家庭的保育事業（第23条～第27条）

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分（第28条）

第2節 小規模保育事業A型（第29条～第31条）

第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）

第4節 小規模保育事業C型（第34条～第37条）

第4章 居宅訪問型保育事業（第38条～第42条）

第5章 事業所内保育事業（第43条～第49条）

第6章 雜則（第50条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用乳幼児 市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（3歳以上の者にあっては、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号に規定する保育が必要と認められる児童に限る。以下同じ。）をいう。
- (2) 家庭的保育事業者等 家庭的保育事業等を行う者をいう。
- (3) 家庭的保育事業所等 家庭的保育事業等を行う事業所をいう。
- (4) 乳幼児 乳児又は幼児をいう。

（設備運営基準の目的）

第3条 設備運営基準は、利用乳幼児が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。

(設備運営基準の向上)

第4条 市長は、盛岡市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業者等に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(設備運営基準と家庭的保育事業者等)

第5条 家庭的保育事業者等は、設備運営基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて設備を有し、又は運営を行っている家庭的保育事業者等は、設備運営基準を理由として、その設備又は運営についての水準を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の設備及び運営の一般原則)

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に第三者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に保育の質の改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条において同じ。）は、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な配慮をして構造設備を設けなければならない。

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第8条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をう保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施

設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、家庭的保育事業者等に対する保育の適切な提供に必要な相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じ、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際し、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(非常災害対策)

第8条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に対する不断の注意を払うとともに、訓練を行うように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第9条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員)

第11条 家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部は、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員がこれを兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児の平等な取扱い)

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定に基づき懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるとときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事の提供)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定に基づき当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を當む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、家庭的保育事業所等以外の施設において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により当該家庭的

保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、なお当該食事の提供を行うために必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生、栄養等について業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生、栄養等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供並びにアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等並びに利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機への適切な対応を行うことができるここと。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関して配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づいて食事を提供するよう努めること。

2 前項前段に規定する調理を行う施設（以下「搬入施設」という。）は、次に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は当該家庭的保育事業者等と関連を有する法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が山間のへき地その他の地域であって、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

（健康管理）

第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者について厳重な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他事業の運営に関する重要事項
- (帳簿の整備)

第20条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密の保持等)

第21条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備)

第23条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）において実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行うための専用の部屋を設けること。
- (2) 前号の専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合にあっては、9.9平方メートルに、3人を超える部分の数に3.3平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭を有すること。
- (6) 前号の庭の面積は、2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

(職員の配置)

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する家庭的保育事業を行う場所にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければな

らない。

(保護者との連絡)

第27条 家庭的保育事業者は、保育する乳幼児の保護者と常に密接な連絡をとり、保育の内容等について、当該保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備)

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は2歳未満の幼児に利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 2歳以上の幼児に利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける場合にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合にあっては次に掲げる要件の全てに、それぞれ該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 次表の左欄に掲げる保育室等が設けられている階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段

		<p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙を行うことができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡され、かつ、同項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項に規定する特別避難階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、当該調理設備が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員の配置)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳児、幼児又は児童の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数に1人を加えて得た数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 1歳以上3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

(3) 3歳以上4歳未満の児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号に規定する児童を保育する場合に限る。次号において同じ。）

(4) 4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員の配置)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員のために市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。），嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する小規模保育事業所B型に

あつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳児、幼児又は児童の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数に1人を加えて得た数以上とし、保育従事者のうち3分の2以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 1歳以上3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

(3) 3歳以上4歳未満の児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号に規定する児童を保育する場合に限る。次号において同じ。）

(4) 4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（B型）」といふ。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

（設備）

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」といふ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は2歳未満の幼児に利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 2歳以上の幼児に利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける場合にあっては、第29条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員の配置)

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型の利用定員は、6人以上10人以下とする。

(準用)

第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第37条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項第2号に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合その他保育の必要的程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める場合における当該乳幼児に対する保育
- (5) 山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育

(設備、備品等)

第39条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(職員の配置)

第40条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1

人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第42条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の当該その他の乳児又は幼児に係る定員を定めなくてはならない。

利用定員	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

(設備)

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条に

において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は2歳未満の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 2歳以上の幼児(法第6条の3第12項第2号に規定する保育が必要と認められる児童であつて3歳以上のものを保育する場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階に設ける場合にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合にあっては次に掲げる要件の全てに、それぞれ該当するものであること。
ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
イ 次表の左欄に掲げる保育室等が設けられている階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段 又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又 はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段 又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段

		又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段 又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段 (建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙を行うことができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡され、かつ、同項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。) 又は同項に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、当該調理室が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理

が施されていること。

(保育所型事業所内保育事業所における職員の配置)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳児、幼児又は児童の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数以上とする。ただし、1施設につき2人を下ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 1歳以上3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

(3) 3歳以上4歳未満の児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号に規定する児童を保育する場合に限る。次号において同じ。）

(4) 4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第7条第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(小規模型事業所内保育事業所における職員の配置)

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。），嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を第三者に委託し、又は第17条第1項の規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳児、幼児又は児童の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数に1人を加えて得た数以上とし、保育従事者のうち3分の2以上は保

育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 1歳以上3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 3歳以上4歳未満の児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号に規定する児童を保育する場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と読み替えるものとする。

第6章 雜則

（委任）

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（食事の提供に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限り、第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限り、第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35

条第1項本文（調理員に係る部分に限る。），第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第4号（調理室に係る部分に限る。），第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は，適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

- 3 家庭的保育事業者等は，連携施設の確保が著しく困難であって，子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は，第7条第1項本文の規定にかかわらず，施行日から起算して5年を経過する日までの間，連携施設の確保をしないことができる。

（保育従事者に関する経過措置）

- 4 第32条及び第48条の規定の適用については，家庭的保育者又は第24条第3項に規定する家庭的保育補助者は，施行日から起算して5年を経過する日までの間，第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

- 5 小規模保育事業C型にあっては，第36条の規定にかかわらず，施行日から起算して5年を経過する日までの間，その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の制定に伴い，家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

議案第 84 号

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例について

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営の基準

　第1節 利用定員の基準（第4条）

　第2節 運営の基準（第5条～第34条）

　第3節 特例施設型給付費の基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営の基準

　第1節 利用定員の基準（第37条）

　第2節 運営の基準（第38条～第50条）

　第3節 特例地域型保育給付費の基準（第51条・第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。

2 この条例において「法定代理受領」とは、法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の一般原則）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、

全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営の基準

第1節 利用定員の基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）の利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）は、20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、1歳未満の小学校就学前子ども及び1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営の基準

（内容及び手続の説明並びに同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるも

の（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

（2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものの交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1）第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

（2）ファイルへの記録の方式

（提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、正当な理由がなく、支給認定保護者からの利用の申込みを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第

3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第1項及び第3項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 特定教育・保育施設は、前2項の規定による選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対して自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量その他の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第6条各号に掲げる事項を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、当該特定教育・保育の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供したときは、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に

係る費用に限る。)

- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対して交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の規定により法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める要領又は指針に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）
- (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号に定める要領及び第4号に定める指針
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）
- (4) 保育所 保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）

- 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は第三者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に特定教育・保育の質の改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給認定保護者に関する市への通知）

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正の行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項の規定による選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、当該年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(運営規程等の掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもの平等な取扱い)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定に基づき懲戒についてその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密の保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。），教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はこれらの職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はこれらの職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応等)

第30条 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定に基づき市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなけ

ればならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に定める要領又は指針に基づく特定教育・保育の提供に関する計画
- (2) 第12条の規定による提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第3節 特例施設型給付費の基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用保育を提供する場合には、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例56号）で定める基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営の基準

第1節 利用定員の基準

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。）にあってはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第1号）第28条の小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条の小規模保育事業B型をいう。）にあってはその利用定員を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条の小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）にあってはその利用定員を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）にあってはその利用定員を1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う事業所にあっては、盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、1歳未満の小学校就学前子どもと1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営の基準

（内容及び手続の説明並びに同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第42条に規定する連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、第46条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、正当な理由がなく、支給認定保護者からの利用の申込みを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子

どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第1項及び第3項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対して自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を^{行う}認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じ、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育

を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。) を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際し、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業であって第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものを行う者は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供したときは、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特

別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適當と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対して交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特定地域型保育に関する評価等）

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に第三者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に特定地域型保育の質の改善を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
(第39条第2項の規定による選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要な事項
(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、当該年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 保育所保育指針に基づく特定地域型保育の提供に関する計画
- (2) 次条において準用する第12条の規定による提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

- (3) 次条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10及び第13条を除く。），第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は，特定地域型保育事業について準用する。この場合において，第14条第1項中「施設型給付費（特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費の基準

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には，盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には，当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が，第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には，特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして，この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定利用地域型保育を提供する場合には，盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には，当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小

校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

- 2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「額とする。）をいう。）」とあるのは「額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

- 3 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項に規定する保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

- 4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えると

きは、当該現に特別利用保育に要した費用の額) 及び同号ロ(2) に規定する市町村が定める額」とする。

5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)

に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1) に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) 及び同号イ(2) に規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

6 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「10人」とあるのは「15人」とする。

(連携施設に関する経過措置)

7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定めようとするものである。

議案第 85 号

盛岡市子どものための教育・保育給付の対象とする保護者の労働の時間数の基準を定める条例について

盛岡市子どものための教育・保育給付の対象とする保護者の労働の時間数の基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市子どものための教育・保育給付の対象とする保護者の労働の時間数の基準を定める条例

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第1号の市町村が定める時間数は、48時間とする。

附 則

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。
- 2 盛岡市保育所における保育に関する条例（昭和62年条例第8号）は、廃止する。

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、子どものための教育・保育給付の対象とする保護者の1月当たりの労働の時間数の下限を定めようとするものである。

議案第 86 号

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例について

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2 第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第2条 設備運営基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。

(設備運営基準の向上)

第3条 市長は、盛岡市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(設備運営基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、設備運営基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて設備を有し、又は運営を行っている放課後児童健全育成事業者においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものについて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な配慮をして構造設備を設けなければならない。

（非常災害対策）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に対する不断の注意を払うとともに、訓練を行うように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備）

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員の配置）

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業所において利用者の支援を行う者をいう。以下この条において同じ。）を

置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
 - (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (4) 学校教育法第1条の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - (5) 学校教育法第1条の大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (6) 学校教育法第1条の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (7) 学校教育法第97条の大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している

場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者の平等な取扱い)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密の保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は

その家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条の運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則とし、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の保護者と常に密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備等法」という。）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に整備等法第6条の規定による改正前の児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている者が、施行日から起算して3月以内に整備等法第6条の規定による改正後の児童福祉法第34条の8第2項の規定による届出をした場合においては、当分の間、第9条第2項及び第10条第4項の規定は、適用しないことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する届出をした者が当該届出をした日以後に、放課後児童健全育成事業所の専用区画を移転し、又は放課後児童健全育成事業所の専用区画を増築し、若しくは改築した場合においては、同項の規定は、適用しない。
- 4 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの」とあるのは、「者」とする。

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の制定に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

議案第 87 号

盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条（見出しを含む。）中「最低基準」を「設備運営基準」に改める。

第16条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

提案理由

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の改正に伴い、婦人保護施設が連携する関係機関を改めようとするほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 88 号

盛岡市アイスリンク条例について

盛岡市アイスリンク条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市アイスリンク条例

(趣旨)

第1条 この条例は、アイスリンクの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 アイスリンクを次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市アイスリンク	盛岡市本宮五丁目3番3号

(開館時間)

第3条 アイスリンクの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、貸切使用に係る第5条第1項の許可を受けた者がアイスリンクを使用できる時間は、午前零時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するアイスリンクにあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、開館時間（前項ただし書の使用できる時間を含む。以下同じ。）を変更することができる。

(休館日)

第4条 アイスリンクの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 每月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるとときは、その翌日）
(2) 1月1日及び12月31日

(使用の許可等)

第5条 アイスリンクを使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、アイスリンクの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、アイスリンクの管理上適当でないとき。

3 市長は、アイスリンクの管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、アイスリンクの管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはアイスリンクからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、アイスリンクにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。

(2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第8条 使用者から、スケートリンクを使用する場合にあっては別表第1、カーリングシートを使用する場合にあっては別表第2に定める使用料を徴収する。

2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。

3 使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

第9条 指定管理者が管理するアイスリンクの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理するアイスリンクにあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資す

るものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。

（2）前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

（使用料の不還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によりアイスリンクを使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第13条 アイスリンクの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

（指定管理者の指定の手続）

第14条 アイスリンクの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

（指定等の告示）

第15条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

（変更の届出）

第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

（指定管理者による管理の基準）

第17条 指定管理者の行うアイスリンクの管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。
(指定管理者の業務)

第18条 アイスリンクの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第2項の規定に基づき、開館時間を変更すること。
 - (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。
 - (3) 第5条第1項の許可を行うこと。
 - (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
 - (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
 - (6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはアイスリンクからの退去を命ずること。
 - (7) 施設及び設備の維持管理に関する事。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、アイスリンクの管理に関する事。
- 2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。
- 3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の收支状況
- (5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、アイスリンクの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第3項

から第5項までの規定は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第14条及び第15条に規定する指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(盛岡市市民プール条例の一部改正)

- 3 盛岡市市民プール条例（昭和51年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表備考を次のように改める。

備考 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

(盛岡市都市公園条例の一部改正)

- 4 盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3第3号アの表備考を次のように改める。

備考 団体使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

(盛岡市アイスアリーナ条例の一部改正)

- 5 盛岡市アイスアリーナ条例（平成元年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中備考2を削り、備考3を備考2とする。

別表第1（第8条関係）

(1) 一般使用の場合の使用料

区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
普通使用（1回につき）	600円	300円	200円
回数使用（6回につき）	3,000円	1,500円	1,000円
定期使用（6月につき）	競技関係者	12,000円	7,200円
	その他の者	24,000円	14,400円
定期使用（1年につき）	競技関係者	21,600円	12,900円
	その他の者	43,200円	25,800円
			17,200円

備考 「競技関係者」とは、市長が定める体育団体に登録している者をいう。

(2) 貸切使用の場合の使用料

区分	午前零時から 午前6時まで 及び午後5時 から午後12時 まで	午前6時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで
アマチュ アスキー	土曜日及び休日（1時間までごと に）	13,920円	13,400円
			13,650円

ツに使用する場合	その他の日（1時間までごとに）	10,750円	10,250円	10,500円
その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日（1時間までごとに）	55,650円	53,550円	54,600円
	その他の日（1時間までごとに）	43,050円	40,950円	42,000円

備考

- 1 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。
- 2 使用時間が1時間に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の5割に相当する額とする。
- 3 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 4 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 5 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
- 6 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第8条関係）

区分	一般	高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童
料金を徴収しない場合（1シートにつき1時間までごとに）	1,500円	750円
料金を徴収する場合（1シートにつき1時間までごとに）	2,250円	1,120円

備考 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

提案理由

アイスリンクを設置しようとするものである。

議案第 89 号

盛岡市・盛岡地区衛生処理組合し尿処理場使用料の徴収に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約について

盛岡市・盛岡地区衛生処理組合し尿処理場使用料の徴収に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約を次のように定める。

平成26年9月4日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市・盛岡地区衛生処理組合し尿処理場使用料の徴収に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約

盛岡市・盛岡地区衛生処理組合し尿処理場使用料の徴収に係る事務の委託に関する規約（平成12年3月30日告示第94号）は廃止する。

附 則

この規約は、平成26年10月31日から施行する。

提案理由

盛岡地区衛生処理組合し尿処理場使用料の徴収に係る受託事務が完了したことから、当該受託事務に関する規約の廃止について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 90 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

- (1) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- (2) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- (3) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- (4) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- (5) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- (6) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 調停申立ての趣旨

- (1) [REDACTED]に対し、[REDACTED]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (2) [REDACTED]に対し、[REDACTED]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (3) [REDACTED]に対し、[REDACTED]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (4) [REDACTED]に対し、[REDACTED]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (5) [REDACTED]に対し、[REDACTED]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (6) [REDACTED]に対し、[REDACTED]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかつた場合は、市営住宅等の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 91 号

盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（建築主体）工事に係る請負契約の締結について
盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものと
する。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 契約工事の名称 盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（建築主体）工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 金 491,400,000円也

4 契約の相手方 司組・カガヤ特定共同企業体

構成員 株式会社司組 代表取締役 小 泉 隆

構成員 株式会社カガヤ 代表取締役 加賀谷 輝 雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 92 号

盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（電気設備）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（電気設備）工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 契約工事の名称 盛岡市立土淵小・中学校校舎建設（電気設備）工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 金 137,343,600円也

4 契約の相手方 北日本通信・安全電業特定共同企業体

構成員 北日本通信株式会社 代表取締役 阿部 昭典

構成員 安全電業株式会社 代表取締役 佐々木 巍路

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 93 号

市道の路線の認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更するものとする。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A b 760	黒石野一丁目歩行者専用道4号線	黒石野一丁目31番25地先	黒石野一丁目31番62地先
A b 761	黒石野一丁目29号線	黒石野一丁目31番95地先	黒石野一丁目31番64地先
A c 617	上米内 134号線	桜台二丁目17番19地先	桜台二丁目18番5地先
C a 793	南仙北二丁目35号線	南仙北二丁目 216番38地先	南仙北二丁目 216番36地先
C a 794	南仙北二丁目36号線	南仙北二丁目66番5地先	南仙北二丁目66番19地先
C b 520	本宮 235号線	本宮字大宮48番2地先	本宮字大宮23番3地先
D b 946	月が丘三丁目64号線	月が丘三丁目36番29地先	月が丘三丁目35番11地先
D c 590	みたけ六丁目17号線	みたけ六丁目 177番38地先	みたけ六丁目 177番17地先
D c 591	みたけ六丁目18号線	みたけ六丁目 177番62地先	みたけ六丁目 177番30地先
都 4144	久保・高櫓線	永井22地割53番3地先	永井24地割25番44地先
都 4145	高櫓9号線	永井22地割89番8地先	永井24地割87番8地先

2 路線の変更

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A b 369	黒石野一丁目1号線	黒石野一丁目17番3号地先	新 黒石野一丁目31番61 地先
			旧 黒石野一丁目17番18 号地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を
求めるものである。

議案第 94 号

平成25年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について

平成25年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金 882,477,664円を減債積立金に積立てるものとする。

平成26年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

認定第 1 号

平成25年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について

平成25年度盛岡市一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成26年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 平成25年度盛岡市一般会計歳入歳出決算書（別冊）

2 平成25年度盛岡市一般会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 2 号

平成25年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について

平成25年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成26年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成25年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成25年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 3 号

平成25年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について

平成25年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成25年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成25年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 4 号

平成25年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算について

平成25年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて
認定に付する。

平成26年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成25年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成25年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 5 号

平成25年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について

平成25年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成26年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成25年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成25年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 6 号

平成25年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について

平成25年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成25年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成25年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 7 号

平成25年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について

平成25年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成25年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成25年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 8 号

平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について

平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成26年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 9 号

平成25年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について

平成25年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成26年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成25年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成25年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 10 号

平成25年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について

平成25年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成26年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成25年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成25年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 11 号

平成25年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算について

平成25年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成26年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成25年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成25年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 12 号

平成25年度盛岡市水道事業会計決算について

平成25年度盛岡市水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成26年 9月 4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成25年度盛岡市水道事業会計決算書（別冊）
- 2 平成25年度盛岡市水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 13 号

平成25年度盛岡市下水道事業会計決算について

平成25年度盛岡市下水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成25年度盛岡市下水道事業会計決算書（別冊）
- 2 平成25年度盛岡市下水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 14 号

平成25年度盛岡市病院事業会計決算について

平成25年度盛岡市病院事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成26年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成25年度盛岡市病院事業会計決算書（別冊）
- 2 平成25年度盛岡市病院事業会計決算審査意見書（別冊）